

第 4 章 地域福祉施策の展開



1 住民一人ひとりの福祉意識の向上による「人づくり」

(1) 人権・福祉意識の向上

住民一人ひとりの人権・福祉意識を向上させるためには、きっかけとなる情報提供を充実させていくことが重要です。地域社会のあらゆる場で、住民、事業者、関係団体等と連携して、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人等の人権に関する課題を解決するような取り組みを進め、すべての人が安心して暮らせるこころ豊かな地域社会の形成をめざします。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場の窓口や町ホームページ、医療機関等から人権・福祉に関する情報を収集します。 ○住民一人ひとりが地域のことを学び、ボランティア等に関心を持ちます。 ○福祉に関する学習機会に積極的に参加します。 ○家庭において、養育力を高める教育を行います。
事業者、 関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する活動内容や活動情報を積極的に発信します。 ○住民への情報提供や意識高揚に取り組みます。 ○高齢者や障がい者に対する理解の促進と啓発活動を推進します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する事業内容を積極的に発信します。 ○関係団体や登録グループとの連携を図り、ボランティア募集等の情報共有を推進します。 ○町や関係団体等と連携・協働して、学校教育や社会教育等の様々な場で福祉についての啓発・指導を行い、福祉体験教室等の実施・充実に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場の窓口や町ホームページにおいて、福祉に関する情報提供の充実に努めます。(福祉課) ○家庭教育の重要性を踏まえ、保護者に対し子育てに関する学習情報や学習機会の提供、その他家庭教育のための支援を図ります。(教育委員会、福祉課) ○社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働して、学校教育や社会教育等の様々な場で福祉についての啓発・指導を行い、福祉体験教室等の実施・充実に努めます。(福祉課) ○学校と地域の連携を図る共育コミュニティ推進事業において、家庭科や課外活動等の授業や行事に、ボランティアとして地域住民の参加を促し、活動を通じて地域ぐるみの子育てや教育を推進します。(教育委員会、福祉課) ○人権尊重委員会と連携し、すべての住民の人権が尊重される社会をめざし、人権学習会の開催や、児童・生徒を対象とした人権標語、人権作文、人権ポスターの募集等、各種啓発に努めます。(教育委員会、住民課) ○障がい者が誤解や偏見、社会的な不利益を受けないよう、社会教育活動等を通じて、差別や偏見に対する啓発活動を推進します。(福祉課) ○障がい者の就労や活動を「広報くどやま」に掲載するなど、障がい者への理解促進を図ります。(福祉課)

役割	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○「障がいを理由とする差別の解消を推進するための九度山町職員対応要領」を活用し、町職員へ必要な研修・啓発を行います。(福祉課) ○外見からは分かりづらい障がい等のある人が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」について、周知・啓発に努めます。(福祉課) ○自殺対策に向けた啓発活動を実施し、自尊感情の醸成を支援します。また、自殺対策強化月間において、広報・啓発に努めます。(福祉課)

(2) 地域活動への参加促進

地域福祉に関するニーズは複雑化・多様化しており、公的な制度のみですべての福祉ニーズにきめ細かく対応することは困難な状況となっています。今後、少子高齢化がさらに進行すると予測される中、住民一人ひとりの参画が不可欠です。各世代に対し興味・関心のある活動への参加を促す取り組みを進めるとともに、地域で活動する住民、事業者、関係団体等への活動に対する支援を行います。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会（区）活動等、地域の活動・イベントに積極的に参加します。 ○福祉に関する講演会や講座に積極的に参加します。 ○身近な地域における福祉活動に積極的に参加します。 ○地域の活動・イベント、講演会等に家族や友人・知人を誘って参加します。
事業者、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の活動・イベント、交流事業へ積極的に参加します。 ○地域に開かれた組織の運営をめざし、地域住民に幅広く参加を促します。 ○地域住民が具体的な地域福祉活動ができるよう、地域福祉に関する体験型の講座や研修会を開催していきます。 ○当事者が主体的に地域活動に参加できるよう、地域の中で呼びかけ、理解を深めていきます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や事業者、関係団体等の自主的な活動の周知や参加への呼びかけ等、地域活動の実施を支援します。 ○関係団体と協力し、多様なコミュニティ活動、地域福祉活動を企画し、実施します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や事業者、関係団体等の活動を支援していくことで、地域における理解と支援の輪を拡げていきます。(福祉課) ○住民が社会活動・地域活動のあらゆる分野へ参画できる機会や環境づくりを進めるとともに、積極的に参画する意識を育てます。(福祉課) ○青少年や働き盛りの壮年層等、これまで地域活動にあまり参加してこなかった層にも積極的な参加を呼びかけます。(総務課、教育委員会、福祉課)

役割	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○すでに地域活動に参加している人たちに家族や友人・知人との参加を呼びかけるなど、多くの人の参加を促進します。(総務課、教育委員会、福祉課) ○青少年健全育成事業として、父母(子ども)クラブ活動推進のための助成やジュニアリーダー育成研修会を実施します。(教育委員会)

(3) ボランティア・担い手の育成

人口減少、少子高齢化する中、地域の関係団体等において、「担い手の育成」は共通の課題となっています。地域全体で地域福祉を推進できるよう、ボランティア・担い手の育成に努めるとともに、地域の関係団体等の支援を行います。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ジュニアリーダー育成研修会に参加し、ボランティア活動等の社会貢献を行います。 ○地域活動に運営者として積極的に参画します。 ○高齢者や退職者等は、これまでに培ってきた知識や技術、経験等を活かして地域活動に参画します。
事業者、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動や地域活動を通して、担い手となる人材を発掘します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者、関係団体等からボランティア情報等を収集し、周知するとともに、住民への参加を呼びかけます。 ○地域活動を通して、担い手となる人材を発掘します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの住民がご近所同士での支え合いや助け合いを実践できるよう、学校教育、社会教育等の場において、支え合いや助け合いの重要性を啓発します。(教育委員会、福祉課) ○青少年健全育成事業の一環として、ジュニアリーダー育成研修会を実施し、ボランティア活動等の社会貢献に対する自覚をもち指導的役割を担う人材の育成に努めます。(教育委員会) ○高齢者の就労の場としてのシルバー人材センターの機能の充実を図り、住民のきめ細かなニーズに対応した仕事を開拓できるよう支援します。(福祉課) ○地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防自主サークルやサロン活動等、地域団体における担い手の育成を支援します。(福祉課)

2 住民同士のつながりの強化による「地域づくり」

(1) 住民や地域団体が集う場の設置

地域福祉を推進するためには、子どもや大人に関わらず、地域に暮らす子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人等、様々な人が交流し、つながりをつくるとともに、居場所となる場が必要です。

公民館や集会所、児童館、コミュニティセンター等の既存施設をはじめ、民家や空き家等を活用しながら、誰もが気軽に立ち寄ることができ、子どもの遊び場や、地域の課題に関する話し合いの場、ボランティア活動の拠点となるような住民や地域団体が集う場を設置します。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が集まる場に積極的に参加し、地域住民と交流する中でつながりをつくります。 ○地域住民が集まる場で、地域の課題について話し合います。
事業者、 関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の事業者や関係団体、地域住民が集まる場を積極的に設置し、様々な人との交流を図ります。 ○地域の事業者や関係団体、地域住民が集まる場で、地域の課題について話し合います。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が集まる場や事業者、関係団体等が活動できる場に関する情報を収集し、周知します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の様々な拠点を活用することで、地域の状況に応じた拠点の確保に努めます。(総務課、福祉課) ○地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防自主サークルやサロン活動等を支援し、要支援者等の受け皿と成り得る住民主体の居場所の整備を図ります。(福祉課) ○地域包括支援センターにおいて、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を推進します。(福祉課) ○高齢者や障がい者、年齢の異なる児童・生徒同士等、世代間交流を積極的に推進し、相互理解と協力関係の形成に努めます。(教育委員会、福祉課) ○文化祭や公民館活動を通して、地域住民同士の親睦を深め、元気なまちづくりを支援します。(教育委員会) ○子育て世代包括支援センターを活用し、子育て世代が交流できる場の充実に努めます。(住民課、福祉課)

(2) 地域におけるネットワークの強化

近年、育児と介護の両方を抱えるダブルケア問題や生活困窮、ひきこもり、ゴミ屋敷問題等、問題が複合化しているために「制度の狭間」に置かれるという課題が生じています。支援を必要としている人を把握し、問題解決に向けた包括的な体制を整備していくことが求められています。

社会福祉協議会をはじめとして、民生委員児童委員、自治会、関係団体等との情報交換や協議の場を設置するなどの連携を通じて、相互のネットワーク化と連携体制の確立を図ります。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士のつながりを大切にします。 ○地域の小さな困りごとや課題は地域で活動する関係団体に伝えます。
事業者、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や関係団体同士の会合等、情報交換の場を設けて、地域のニーズや課題を共有することで、ネットワークづくりを推進し、課題の解決に努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターを中心として連絡調整を行い、相互に協力し合うことにより活動がより活発に行われるよう、団体同士のネットワークづくりを促進します。 ○町との調整会議等を開催し、連携を強化します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会との調整会議等を開催し、連携を強化するとともに、地域福祉をより効果的に推進することができるよう、社会福祉協議会の体制づくりを支援します。(福祉課) ○地域福祉を推進する地域ケア会議の継続的な実施に努めます。(福祉課) ○高齢者や障がい者、子ども等への生活支援サービス等の体制整備の推進を目的とする生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域のネットワークづくりに取り組みます。(社会福祉協議会、福祉課) ○地域住民、事業者、関係団体等における情報の発信・交流を進めるネットワークを構築し、コミュニケーションを深める中で課題解決に向けて地域全体で取り組めるよう組織化を図ります。(福祉課) ○各種団体の目的に応じた活動をより効果的に展開できるよう、事業者や関係団体間の連携強化を支援します。(総務課、福祉課) ○地域で支援を必要としている人を包括的に支援し、生活の質を高めることができるよう、保健・医療・福祉等を含めた全庁的な連携体制を整備し、事業を実施するとともに、地域の様々な活動や社会資源等との連携を進めます。(福祉課、住民課)

(3) 見守りと安全・安心な体制づくり

高齢者や障がい者等、特に配慮が必要な人に対して地域全体で見守りを実施できる体制を整備します。また、災害時や緊急時に備えて、日ごろから見守りや声かけを実施するとともに、緊急時の対応や仕組みづくりを行います。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会（区）等や民生委員児童委員との連携により必要なサービスにつなげます。 ○災害時には援護を必要とする人々を積極的に支援します。 ○自主防災組織を結成します。 ○身近な地域で行われている防犯活動に積極的に参加します。
事業者、 関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員は、緊急通報システムを必要とされる方に勧め、普及に努めます。 ○民生委員児童委員や地域見守り協力員は、地域での見守りや声かけ、相談の受け入れを行います。虐待と思われる事案を見つけた場合は、速やかに役場に通報します。 ○日本郵便株式会社は「みまもりでんわサービス」を実施します。 ○災害時の協力体制をはじめ、様々な活動における協力関係を築きます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りや防災・防犯活動を行う団体同士の情報共有等の連携を促進するとともに、各団体への活動支援を実施します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員等による生活状況調査や一人暮らし高齢者等への家庭訪問等を通じ、身近な地域の状況を把握するとともに、その活動を積極的に支援します。（福祉課） ○民生委員児童委員と連携し、一人暮らしの高齢者や障がい者に対して緊急通報システムの一層の普及を図り、緊急時の安否確認と速やかな救援に努めます。（福祉課） ○日本郵便株式会社による「みまもりでんわサービス」を周知するとともに、見守り訪問等の支援を検討し、見守り体制の充実に努めます。（福祉課） ○子どもや障がい者、高齢者への虐待について、事業者や関係機関と情報交換等の連携を行うことで、虐待の防止、早期発見・早期解決に取り組みます。（福祉課） ○要支援者の実態等を把握し、関係団体やボランティアと情報を共有することにより、災害時等に迅速な対応が取れる体制づくりを進めます。（福祉課） ○地域住民の協力を得て、自主防災組織の設立を促進するとともに、定期的な防災訓練や学習会を実施しやすい環境づくりに努めます。（福祉課） ○災害時における支援体制を整備するため、地域において自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等が連携して、避難行動要支援者登録情報を共有するとともに、避難誘導マニュアルを整備し、災害時や緊急時における安全を確保します。（地域防災課、福祉課） ○民生委員児童委員の協力を得ながら個別計画の策定を推進します。（福祉課） ○高齢者をねらった犯罪について、警察、地域住民等、町ぐるみで未然防止に取り組むとともに、高齢者への啓発指導を推進します。また、詐欺の未然防止対策として、自動通話録音機の貸与を継続します。（福祉課、産業振興課）

3 総合的な福祉の提供による住民にやさしい「まちづくり」

(1) 情報提供の充実

様々な生活上の問題を解決するため、福祉サービス等の援助を必要とする人が適切にサービスを選択し、安心して利用できるよう、保健・医療・福祉・その他の関連サービスの情報提供を充実させます。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士で福祉サービス等に関する情報を交換します。 ○行政情報や緊急情報等の周知や情報収集等について協力します。
事業者、 関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○提供している福祉サービスの内容や費用等について、積極的に情報提供を行います。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○町や各種団体等との情報の共有化を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する施策や事業等の情報、サービス事業者に関する情報、福祉に関連する統計情報等を、様々な媒体を活用して提供するとともに、定期的な維持更新による情報内容の充実に努めます。(福祉課) ○町の行政情報の公開制度に基づいた情報提供を実施します。(総務課) ○社会福祉協議会をはじめ、事業者、関係団体等との情報の共有化を図ります。(福祉課) ○行政の福祉サービスに関する情報だけでなく、事業者等のサービス情報も収集し、得られた情報を町ホームページや「広報くどやま」、各窓口等で随時提供できる仕組みづくりを進めます。(福祉課) ○インターネットを通じ、住民からも情報を受け取り、また意見等を聴取できるような双方向性のあるシステムを構築します。(総務課) ○橋本・伊都地域自立支援協議会を通じ、圏域内のサービス事業者に関する情報公開を推進します。(福祉課) ○「九度山町障がい者(児)福祉のしおり」を活用するなど、障がい福祉サービスに関する情報提供の充実に努めます。(福祉課) ○子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する情報提供の充実に努めます。(福祉課)

(2) 気軽に相談できる体制の充実

誰もが住みなれた地域で安心して生活することができるよう、支援を必要とする住民が生活や健康について気軽に相談できる窓口の充実が必要です。また、ちょっとした不安や悩みごとを身近な地域で相談することのできる場が求められています。相談を受けた関係団体や窓口において、情報共有を行うことで、相談支援体制の充実に取り組みます。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の相談窓口として、どこに何があるのかを町ホームページや「広報くどやま」、「九度山町障がい者（児）福祉のしおり」等から把握します。 ○困っていることがあれば地域住民や身近な関係団体に相談します。
事業者、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識を活用し、地域に密着した相談活動を行います。 ○寄せられた相談等の内容に応じて関係する機関と連絡調整を図り、解決策等を見つけ出し、適切な支援につなげます。 ○民生委員児童委員は、定例会を継続して行うとともに、和歌山県民生委員児童委員協議会が開催する研修会に積極的に参加することで、相談支援体制の充実に努めます。 ○主任児童委員、民生委員児童委員、母子保健推進員の連携を強化し、地域における子育てに関する相談支援体制の充実に努めます。 ○相談を受けた内容について、必要であれば関係団体等に共有し、包括的な支援の実施に努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○心配ごと相談所において、心配ごとや悩みごと、子どもや障がい者、高齢者に関する問題、生活や介護に関する福祉問題等の相談を実施するとともに、心配ごと相談所の周知に努めます。 ○相談を受けた内容について、必要であれば関係団体等に共有し、包括的な支援の実施に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○町ホームページや「広報くどやま」、「九度山町障がい者（児）福祉のしおり」等において、福祉関連の相談ができる相談窓口の周知に努めます。（福祉課） ○民生委員児童委員の活動を周知し、身近な相談体制の充実に努めます。（福祉課） ○生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域における相談支援体制の構築に取り組みます。（社会福祉協議会、福祉課） ○必要に応じて、相談窓口から専門機関を通じて、アドバイスや適切な福祉サービス等の対応が受けられるよう、ネットワークの構築に努めます。（福祉課） ○各種相談窓口の連携と相互支援を強化するとともに、福祉活動や福祉事業の見直しにつなげていきます。（福祉課） ○行政サービスに関する苦情や行政の仕組み、手続きに関する問い合わせ等、行政相談員が受けた相談を行政運営の改善に活用します。（企画公室） ○定例の人権相談を開催するとともに、法務局主催の研修会に積極的に参加し、人権擁護委員の資質向上に努めます。（住民課、教育委員会） ○子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する相談窓口の充実を図ります。（住民課）

役割	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターを中心に、高齢者や障がい者が何でも相談できる総合相談を受けつけます。また、来庁できない高齢者等に対しては、訪問による相談支援を実施します。(福祉課) ○要援護者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、本人の意向や心身、家族の状況等を踏まえ、サービス利用支援を行います。(福祉課) ○虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連携を図ります。(福祉課) ○子どもや若者が、不登校やいじめをはじめとした様々な悩みごとを相談できるよう、「いじめホットライン」等の相談窓口の周知・啓発に努めます。(教育委員会) ○自殺の原因は多岐にわたり、包括的な支援が必要であることから、各種相談窓口や関係機関との連携を図ります。(福祉課)

(3) 地域生活を支えるサービスの充実

高齢者や障がい者をはじめとした地域に住むあらゆる人々が、住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活を支える各種サービスの充実に努めます。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス事業者には、サービスについての意見や要望を伝えます。 ○福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について理解を深めます。 ○地域における介護予防等を推進し、参加協力を進めます。 ○健康づくり・生きがいづくりの活動に参加します。
事業者、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用者から寄せられた不満や苦情に対して、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善や質の向上につなげます。 ○サービスの複合化や地域に根ざしたサービス提供に努めます。 ○認知症高齢者や知的障がい者等、判断をすることが不安な人の金銭管理や福祉サービスの利用を援助します。 ○地域のニーズを把握し、関係機関へつなぎます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用援助事業について、住民へ周知するなど、普及・啓発を図ります。 ○高齢者が安全で安心して自立した生活ができるよう、福祉有償運送事業の充実に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者一人ひとりに合わせたサービスを提供するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進します。(福祉課) ○高齢者・障がい者等の買い物や通院、様々な活動への参加に関して、シルバータクシーチケットの拡充を行うとともに、商工会等と連携し、電話・FAX・インターネットを利用してできる買い物の注文・配送システム、車を使用した移動販売の民間に対する働きかけについて検討を行います。(福祉課、産業振興課、企画公室)

役割	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者を対象とした移動支援事業において、サービスの改善や質の向上につながるよう、橋本・伊都地域自立支援協議会で協議し、事業所への働きかけを行います。(福祉課) ○働きたいと望む高齢者や障がい者等に対し、シルバー人材センターや伊都障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就業支援を行います。(福祉課、総務課) ○橋本・伊都地域自立支援協議会を中心に、個別事例等から共通課題を抽出し、関係機関との連携を強化するとともに、課題解決に向けて取り組みます。(福祉課) ○成年後見制度の利用促進に向けて、中核的な役割を担う中核機関の設置を広域で検討し、成年後見制度の広報や相談機能の充実等を図ります。(福祉課) ○橋本・伊都圏域で基幹相談支援センターを設置し、成年後見制度の実施に取り組みます。また、成年後見制度の住民への周知を図るとともに、本人に判断能力がなく、親族がいない場合に、家庭裁判所への後見人の付与の申立てを町長が代行するなどの利用支援を行います。(福祉課) ○保育サービスと学童保育の充実を図るとともに、子どもたちを地域全体で健全に育成するため、家庭・学校・地域の連携を強化します。(福祉課) ○ひとり親家庭に対し、経済的な支援やハローワーク等との連携による就業支援を行い、自立を促します。(福祉課) ○生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、生活困窮者自立支援制度に基づき、就業支援や生活困窮世帯の子どもの学習支援を推進します。(福祉課) ○行政サービスの手が届きにくい地域課題や市民の暮らしの課題に対応するため、事業者や関係団体等と協力したサービスに対して、社会福祉協議会を通じた支援を行います。(福祉課)

(4) 福祉のまちづくりの推進

住民一人ひとりが安心して生活できるよう、環境、交通、住宅、教育、消費等、生活に関する分野全般にわたって、生活上の総合的な課題や問題を解決する福祉のまちづくりを推進します。

役割	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な道路や公共施設のバリアフリー情報を集め、問題点を伝えます。 ○住民一人ひとりが身近な環境から見直して、よりよい環境づくりを進めます。 ○地域の募金に積極的に協力します。
事業者、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が安心して暮らすことができるよう、地球にやさしい環境づくりを推進します。 ○地域住民すべての人々の立場に立って、ユニバーサルデザイン※を推進します。

※ユニバーサルデザイン…施設や製品等を高齢であることや障がいの有無等に関わらず、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

役割	
社協	○日本赤十字募金や赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金等の募金運動事業の周知・啓発を行います。
行政	<p>○公共施設をはじめとする、多くの人々が利用する施設や道路等について、ユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。(総務課)</p> <p>○道路環境について、段差の解消、歩道の確保等を進めるとともに、国、県に交通バリアフリーの推進を要望します。(建設課)</p> <p>○改修や歩道の確保が困難な道路について、障害物の撤去、平坦性の確保、誘導・警告ブロックの整備等、可能な範囲の整備を計画的に推進します。(建設課)</p> <p>○生活や住宅に配慮を必要とする人が住みなれた地域で安心して快適な生活を送ることができるよう、住まいの確保と日常生活の自立促進に向け、空き家等の活用を含め、関係機関や事業者と連携し、住宅を整備します。(福祉課、建設課)</p> <p>○家族との同居や一人暮らしが困難な要援護者が可能な限り自立して、地域で暮らせるよう、身近な地域の共同生活のため、社会福祉法人と連携し、グループホームの確保に努めます。(福祉課)</p> <p>○罪を犯した者等に対し、再犯の防止に向けて、保健医療・福祉サービス、住まい、就労等の必要な支援を行うことで、社会復帰を促進します。(福祉課)</p>